

自連協連絡済NO. 7-19号
江社協第150-2号
令和7年8月25日

自治会区(班)長様

社会福祉法人江別市社会福祉協議会
会長 齋藤 嘉孝

令和7年度「福祉除雪サービス事業」のお知らせについて

晩夏の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進に対し、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、毎年江別市からの委託を受け高齢者や障がい者世帯等の方に対し、冬期間も安心して地域で暮らせるよう公道(車道)除雪後の置雪を除去する「福祉除雪サービス事業」を実施しております。

つきましては、貴自治会会員の皆様へ別紙「令和7年度福祉除雪サービスのお申し込みについて」を回覧いただき、新規利用申し込みのご案内をしていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、昨年度、福祉除雪サービスを利用している世帯につきましては、本会より直接ご案内文書をお送りしています。

※1 当回覧依頼については、令和7年7月30日現在で把握しています区(班)長様宛に送付させていただいております。

※2 集合住宅にお住まいの自治会区(班)長様へ(お願い)

福祉除雪サービスについては、集合住宅(マンション・アパート等)にお住まいの世帯を利用対象としておりませんが、貴自治会区(班)内に一戸建て住宅にお住まいの世帯がある場合については、ご面倒をお掛けしますが、同封書類を回覧いただきたく、お願い申し上げます。

☆お問い合わせ先

江別市社会福祉協議会〈事務局〉

江別市錦町14番地の87

江別市総合社会福祉センター内

電話 385-1234 (地域福祉係)

今年度も、高齢者や障がい者世帯等の方に対し、冬期間も安心して地域で暮らせるよう、公道（車道）除雪後の置雪を横に置き換える「福祉除雪サービス」を実施いたします。

このサービスは、現に除雪が困難であり、近隣に援助する人がいない方を対象に実施するものです。

1. 利用対象世帯について

(1)～(4)のすべての条件に該当する世帯が「利用対象世帯」となります。

- (1) 生計中心者の令和7年度分「住民税」が非課税の世帯
- (2) 一戸建て住宅に住んでおり、公道（車道）除雪後の雪の置きかえ場所がある世帯
- (3) 下記の①から⑦のいずれかに該当する世帯
 - ① 満年齢が 71歳以上（昭和30年3月31日以前生まれの方）の高齢者のみの世帯
 - ② 介護保険制度で要介護状態（要介護1～5）と認定された方のみの世帯
 - ③ 重度身体障がい者（1級、2級及び3級）のみの世帯
 - ④ 精神障がい者（1級及び2級）のみの世帯
 - ⑤ 知的障がい者（療育手帳A判定）のみの世帯
 - ⑥ 18歳以下（平成19年4月2日以後生まれの方）のみの世帯
 - ⑦ 上記①～⑥のみで構成される世帯

※疾病等により除雪作業が困難と認められる場合は（1）、（2）の条件に該当する世帯に限り、本会所定の診断書の提出により①～⑥の利用対象世帯に準ずるものとして取り扱いいたします。

詳細については、社会福祉協議会（☎ 385-1234）にお問い合わせください。

- (4) 以上の要件に該当している場合でも、次の世帯については対象としていません。
 - ① 農村地域や国道沿いに居住している場合
 - ② 施設入所、入院等により長期間不在にしている場合
 - ③ 対象とならない世帯と除雪希望箇所を共同で使用している場合

お申込みされる方は、**9月30日（火）**までに社会福祉協議会で手続きしてください。
郵送での対応も可能です。（☎ 385-1234）

なお、手続き期限経過後の申込みについては社会福祉協議会にご相談ください。

申請書の提出後に行われる世帯及び課税調査、現地調査により対象条件に該当する場合については、後日、利用決定通知書を送付します。（利用料金は裏面参照）

※利用決定に係る審査については1カ月半程度の期間を要します。

2. 利用対象外の世帯について

- ① 利用対象外の世帯については、今秋本会ホームページ掲載及び公共施設に配置する「えべつ雪の処理情報誌」等をご参考に、直接、除雪業者にご相談ください。
- ② 申請書の提出後に行われる世帯及び課税調査により対象条件に該当しないことが判明した場合については、市からその旨の通知が行われます。
通知文書が届きましたら、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

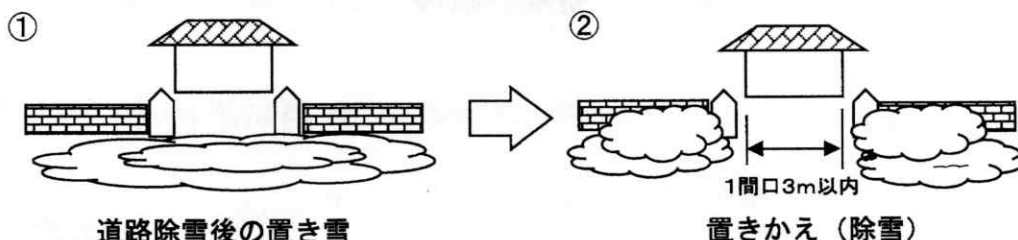
3. 福祉除雪サービスの内容や取り扱いは次のとおりです。

裏 面

(1) 除雪の実施方法

公道（車道）除雪が入った後に残される玄関前の置雪を置きかえ（除雪）します。
一世帯につき1間口3m以内を基準とします。

＜除雪の取り組み図＞



重 要

- ※ 置きかえ（除雪）作業は「午前中」に実施しますが、降雪状況により時間が遅れる場合があります。
- ※ 置きかえ（除雪）作業の時間は一定ではございません。
また、作業の時間を指定することはできません。
- ※ 運び出し（排雪）は除雪業者の判断により雪の置きかえが困難になった場合にのみ実施します。利用者が運び出し（排雪）の時期や回数を指定することはできません。
また敷地内玄関通路の除雪は行いません。

(3) 利用期間及び除雪日

令和7年11月1日から令和8年3月31日までの「公道（車道）除雪」が行われた日

(4) 自己負担額について

1シーズンの自己負担額は、以下のとおりです。

車庫前などの除雪を追加希望の場合、別途料金として1間口17,600円が加算されます。

（間口の追加は、1間口までです）

自己負担額	市助成金	利用料金(税込)
19,560円	31,920円	51,480円

※ 利用料金「51,480円」は江別市との契約単価額となっており、一般有料除雪の利用料金と同一ではございません。

※ 自己負担額については申し込みする時期により下記のとおりです。

- ① 1月末日までに当サービスを開始した場合 → 自己負担額の全額を負担
- ② 2月以降に当サービスを開始した場合 → 自己負担額の半額分を負担

* シーズン途中からの申込の場合、置雪の堆積により置きかえ場所が確保できない場合については、事前に排雪作業が必要となりますが、排雪に係る経費については、利用者様にご負担いただきます。

（4tダンプ1台／概算で1万円程度です。積雪状況により前後します。）

(5) 途中解約について

転居、施設入所、長期入院等、やむを得ない理由に限り途中解約に応じます。

自己負担額の返還については解約時期により下記のとおりです。

- ① 除雪が一度も行われな段階での解約（事由を問わない） → 自己負担額の全額を返還
- ② 除雪が一度でも行われた後で1月末日までの解約 → 自己負担額の半額分を返還